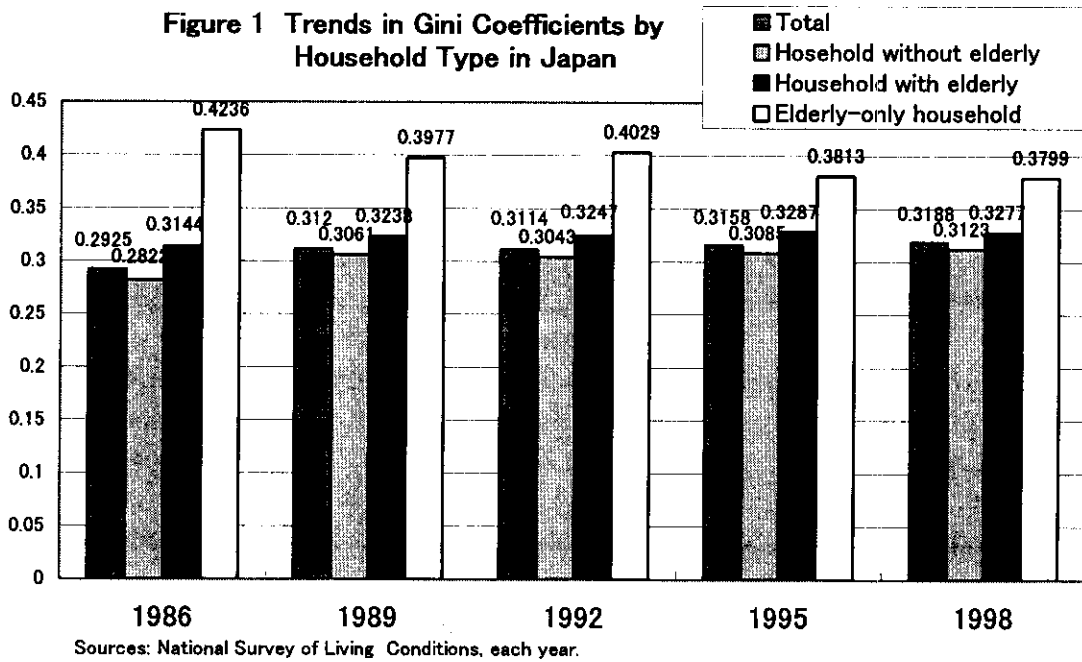


**Figure 1 Trends in Gini Coefficients by Household Type in Japan**



**Figure 2 Gini Coefficients by Age of Household Head in Japan**

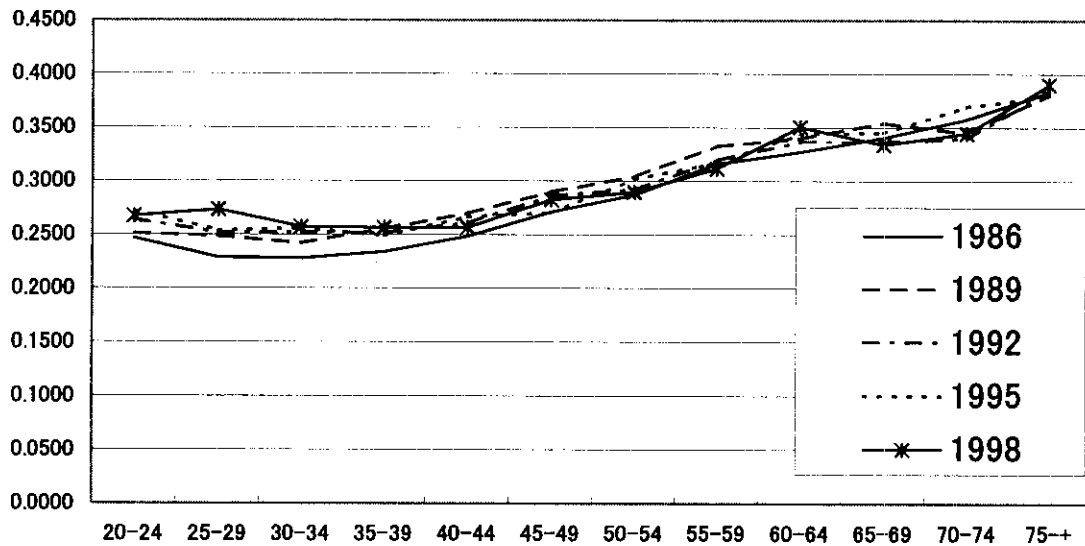
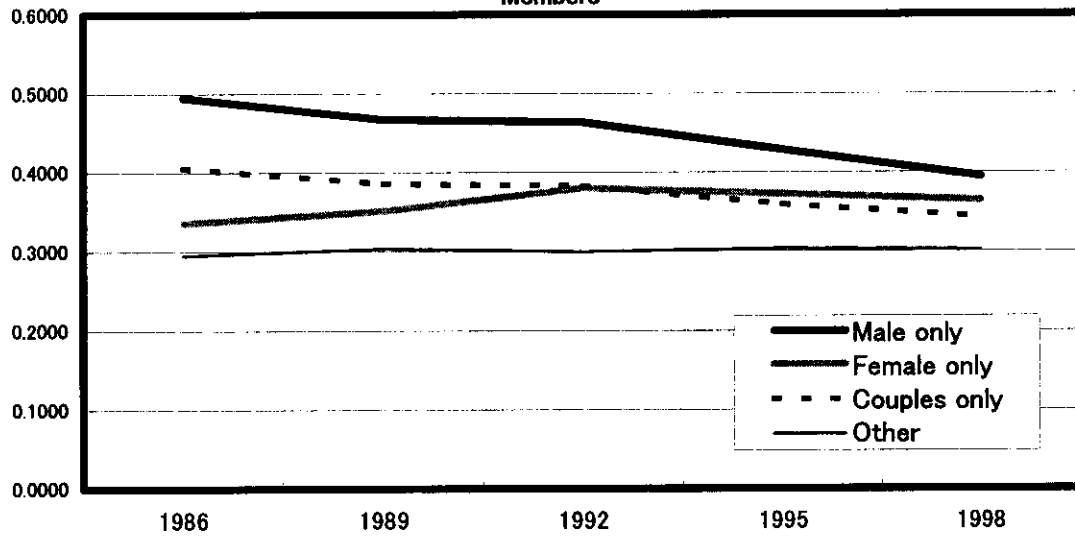
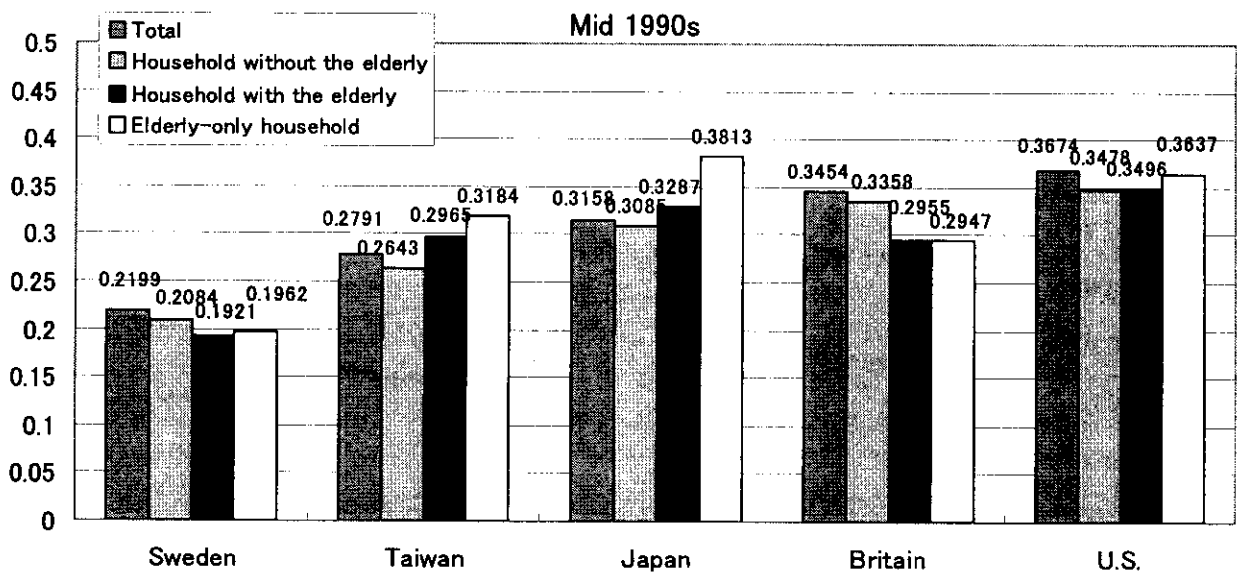
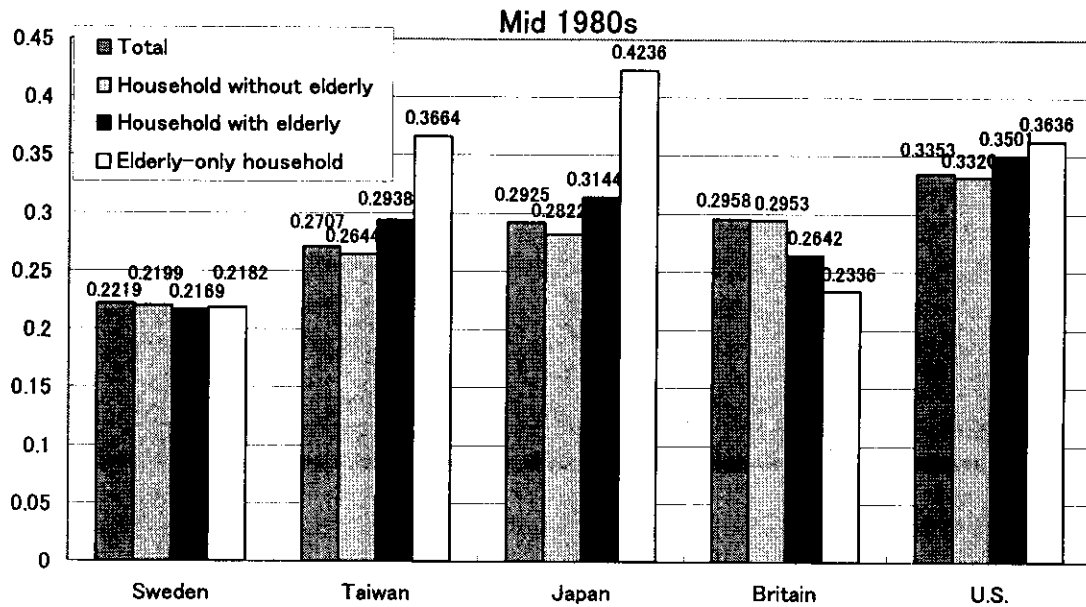


Figure 3 Trends in Gini Coefficient by Type of Households with Elderly Members



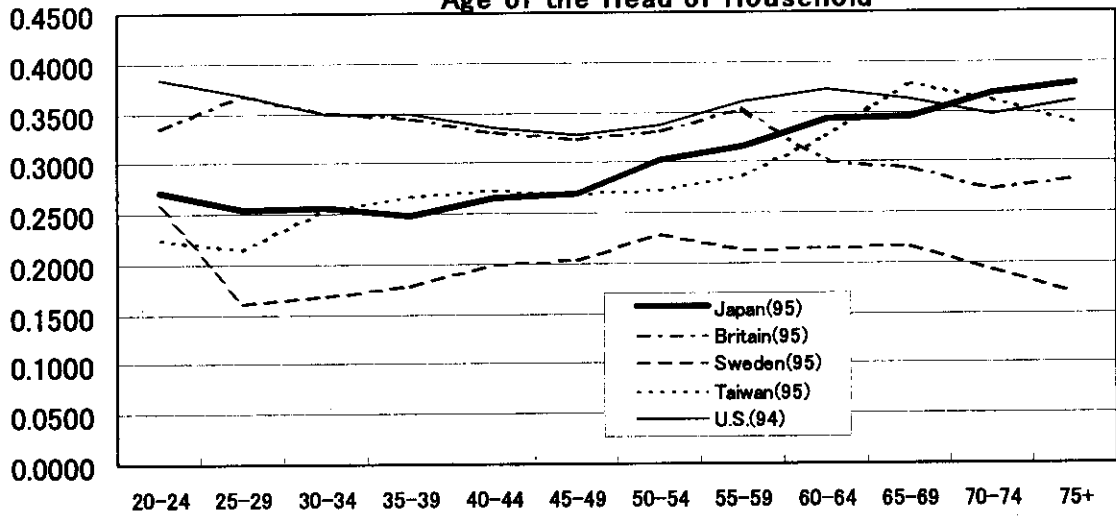
**Figure 4 Cross-national Comparison of Gini Coefficients by the Type of Household**



Sources: National Survey of Living Conditions for Japan

LIS data for U.S., Britain, Sweden, and Taiwan.

**Figure 5 Cross-national Comparison of Gini Coefficient by Age of the Head of Household**



**Figure 6 Proportion of Single Households by Decile among Elderly-only Households**

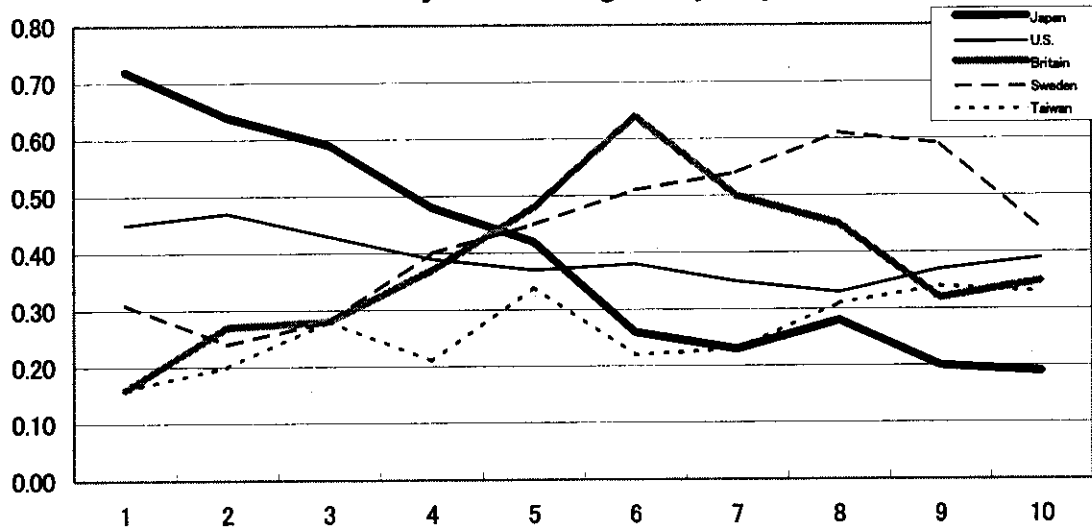
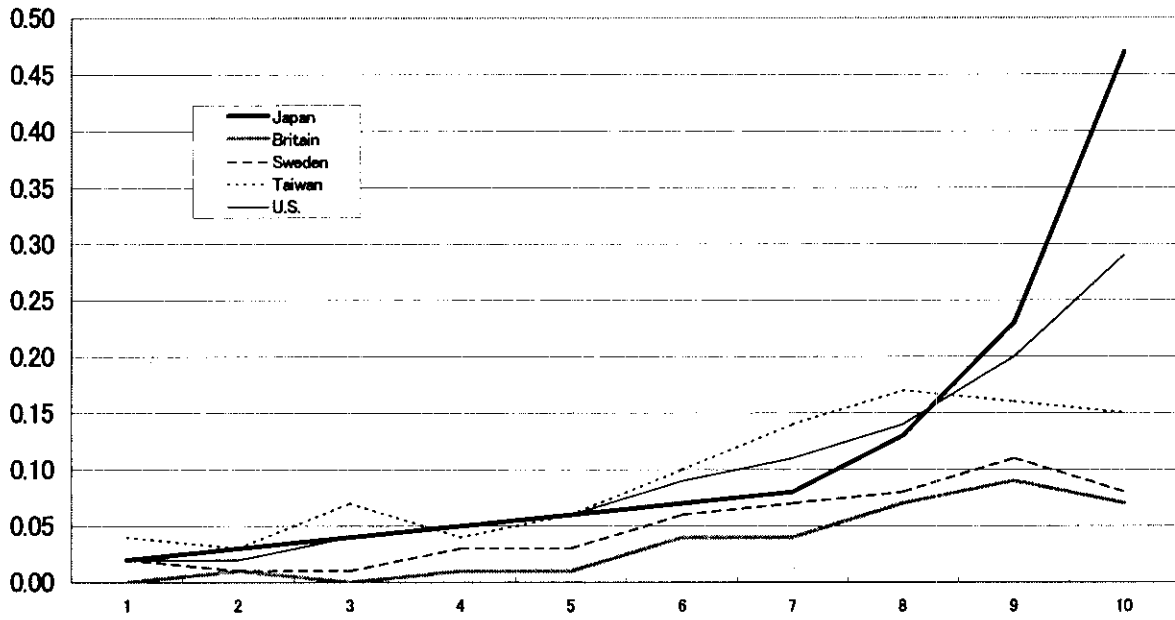


Figure 7 Proportion of Wage and Salary in Disposable Income by Decile among the Elderly-only Household



### 第3章 OECD加盟9か国における引退期所得の 実態と改革の方向性

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部第1室研究員

山田 篤裕

## 第 3 章

### OECD 加盟 9 か国における引退期所得の実態と改革の方向性<sup>1</sup>

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部研究員 山田 篤裕

OECD 加盟 9 か国における引退期所得の実態と改革の方向性.....	1
はじめに.....	1
国際比較分析を可能とするための個人所得の概念.....	2
引退期所得の水準の長期的変化.....	4
引退期所得の構成の長期的変化.....	5
引退期所得の水準と構成の変化の長期的関係.....	6
就労および給付状況からみた引退過程.....	8
労働市場退出年齢の長期的変化.....	9
結びにかえて－改革の方向性.....	10
参考文献.....	11
附録：図表.....	13

#### はじめに

諸外国の年金制度を議論する時に、しばしば見落とされる視点が3つある。第一に、高齢者は、必ずしも年金だけに頼って生活をしているわけではないということである。たとえば、わが国の高齢者の引退期所得は、就労収入に大きく依存しているのが特徴であり、また諸外国については、私的・公的年金以外の社会保障給付の役割が決して無視できない大きさを引退期所得の中で占めている。そこには、引退期の所得を「パッケージ」として

<sup>1</sup> 本稿は、本報告書に所収の拙稿「変容する引退期所得パッケージ：OECD加盟9か国における所得水準の適正さと所得格差の傾向（the Evolving Retirement Income Package: Trends in Adequacy and Equality in Nine OECD Countries）」および「高齢になるほど貧困化する？：OECD9か国における高齢者の就労収入・年金・資産・同居形態（Getting Older, Getting Poorer?: a Study of the Earnings, Pensions, Assets and Living Arrangements of Older People in Nine Countries）」と一部重なる部分がある。

捉える視点が必要となる。第二に、同じ高齢者といえども所得階層ごとに、その所得パッケージは大きく相違している<sup>2</sup>ということである。したがって、一つの所得要素（たとえば、年金）についての改革の与えるインパクトは所得階層ごとに大きく異なり、かつ所得は「パッケージ」であるから、他の所得要素にも複雑な影響を与えうる。第三に、引退期の長さを決定する引退のタイミングは各国とも大きな相違があるということである。多くの国において、公的年金の受給開始年齢は65歳であるが、それ以前に引退する人の割合はかなり高い。以上の3点を無視して諸外国の年金制度を論じることは、木を見て森を見ない状況にしばしば陥りやすく、引退期所得の実態を見誤り、間違った政策インプリケーションを導きかねない。

経済協力開発機構（OECD）では、1997年の第23回主要国首脳会議（デンバーサミット）からの指示を受け、国際比較を可能とするデータを収集・作成して、21世紀に向けて高齢化問題に関する研究能力を強化した。研究の具体的な成果として、OECDは、1998年より一連の4つの報告書を加盟国に提出した<sup>3</sup>。1998年に出した『高齢化社会における繁栄の維持(Maintaining Prosperity in an Ageing Society)』では改革に向けた7つの原則を打ち出し、1999年に出した『世界福祉構想：新しい政策(A Caring World: The New Policy Agenda)』で加盟国の公的年金政策を含めた社会政策全体を比較検討する作業を行い、2000年に出した『高齢化社会のための改革(Reforms for an Ageing Society)』では加盟国の7つの改革原則に沿った取り組み（制度改革）を比較分析した。そして、2001年末には最新報告書である『高齢化と所得：OECD9か国における所得源および引退(Ageing and Income: Financial Resources and Retirement in 9 OECD Countries)』を刊行した。

本稿では、この最新報告書『高齢化と所得』に依拠しながら、最初に挙げた3つの視点から、OECD加盟9か国における引退期所得の実態を紹介し、併せて改革の方向性について論じる。なお、筆者は最新報告書の執筆者の一人であり、特に引退期所得の実態に関するデータ解析に携わった。データの処理は全て共通の分析枠組内で行われており、こうした形で日本の高齢者の所得データが国際比較分析されるのは初めてのことである。最新報告書の比較分析でカバーされている9か国は、カナダ(CAN)、フィンランド(FIN)、ドイツ(DEU)、イタリア(ITA)、日本(JPN)、オランダ(NLD)、スウェーデン(SWE)、イギリス(GBR)、アメリカ(USA)、である（括弧内の3文字のアルファベットはOECDで用いられているの国名略号）。

## 国際比較分析を可能とするための個人所得の概念

ここで、ややテクニカルな話になるが、本稿での所得概念は、世帯規模などを考慮しつ

<sup>2</sup> これらの視点から日米比較を行った先行研究として、府川（1995）がある。

<sup>3</sup> こうした一連の報告書の中で、OECDは独自の引退期所得の政策論を一国際機関として形成するに至った。この形成過程については、山田（2001）を参照されたい。



つ一人あたりの所得に換算した調整済所得であり、通常の所得概念とは相違していることに留意する必要がある。具体的には、当該個人が属する世帯の所得を、世帯人員数にルートをかかけた数字で除したものであり、これを当該個人の所得（あるいは厚生水準）とみなしている<sup>4</sup>。たとえば、67歳の人が、4人世帯に属していて、その世帯の所得の年収合計が600万円ならば、その67歳の人が受け取っている調整済所得（あるいは厚生水準）は、300万円（=600万円÷ $\sqrt{4}$ ）となる。ここでの、暗黙の仮定は2つある。

第一の仮定は、世帯人員が増えるほど、追加的に必要な所得は少なくなるというものである。たとえば、二人世帯の生活に必要な所得は一人世帯の生活に必要な所得の2倍よりも少なくても済むはずであると考えている事になる。実際に、日本の生活保護基準として定められている最低生活費などは、一人世帯の額の2倍よりも少ない二人世帯の基準額を設定しているので、この仮定は比較的容易に受け容れられる<sup>5</sup>のものであろう。

第二の仮定は、世帯員の所得は全てプールされ、かつ等分に各世帯員に分配されるというものである。この仮定は第一の仮定よりも受け容れられにくいかもしれない。たとえば、私立で教育を受けている子どもを持つ家庭では、世帯所得は、その子どもに重点的に配分されているかもしれない<sup>6</sup>。また夫婦間の力関係により、世帯所得がどちらかに重点的に配分されているということも十分に考えられる。しかしながら、こうした状況に関する変数は取れないので、これ以上の議論には立ち入らず、ここでは個人の可処分所得（あるいは厚生水準）を計算する上で、こうした暗黙の仮定を置いていることを指摘しておくにとどめておく。

さて、特に第一の仮定が国際比較研究にとって重要な意味を持つのは、各国で世帯規模が大きく相違するからである。家計調査に含まれる世帯属性のデータに基づいて計算すると、日本とイタリアの平均世帯員数は3人以上、カナダとアメリカはちょうど3人、そしてそれ以外の国々は3人未満である。また特に日本の場合、趨勢的に高齢者層において3人世帯の占める割合が落ちてきている。したがって、こうした世帯員の規模を調整することで、各国間、異時点間の比較、そして一国内の異なる世帯規模の世帯に属する高齢者間の比較がはじめて可能となる。過去において、こうした世帯規模の相違から生じる比較可能性の問題を回避するために、高齢者一人世帯や夫婦世帯のみを比較するような研究も試みられた<sup>7</sup>が、これらの研究は結果として日本とイタリアで比率が高い高齢者同居世帯を分

<sup>4</sup> この方法はOECD(1995)を踏襲している。こうした方法を採用するに至った理由の詳細については、OECD(1995) pp.18-21を参照されたい。

<sup>5</sup> もちろん、調整の仕方として世帯人員数のルートが望ましいかという疑問は残るであろう。しかし、万人に合意された調整方法がまだ存在していないというのも事実である。また一方で、世帯人員数のルートを用いた場合に、ジニ係数や貧困率が最低値をとるということが、経験的に確認されている。

<sup>6</sup> 実際に、支出パターンを比較すると、日本は教育への支出割合が高い。このことは、日本では世帯所得が学齢期の子どもへ重点的に配分されていることを示唆している。

<sup>7</sup> たとえば、DISNEY et al. (1995)など。

析から捨象してしまっていた<sup>8</sup>。つまり、そのような分析では、子ども夫婦などから高齢者への世帯内における所得移転（あるいはその逆の移転）がすっかり無視されているのである。そうした意味で、OECDの最新報告書で用いられた分析手法は、これらの問題を解決しつつ、平均世帯規模の大きい日本やイタリアの高齢者の所得データを各国共通の枠組の下に、統合的に分析することを可能にしているのである。

なお、本稿での所得概念には医療サービスなどの現物給付は含まれていない。また、ドイツ、日本、イタリアの所得データに関しては、1970年代半ばのデータが入手可能でなかったため、時系列の変化を示したグラフでは、その時点のデータは欠けている。

### 引退期所得の水準の長期的変化

引退期所得の実態を見ると、最も適当であるのはまずその水準を見ることであろう。図1は、9か国の65歳以上人口の可処分所得の水準を18歳以上65歳未満の可処分所得との比でみたものである。先に述べたように、これらの可処分所得は世帯規模調整済の個人の可処分所得（あるいは個人の厚生水準）のことである。

〔図1：65-74歳層可処分所得の18-64歳層可処分所得に対する比率〕

図から明らかなように、90年代半ばにおいて、ほとんどの国で、高齢層の所得が就労世代の所得の8割の水準に達していることが分かる。イギリスがやや低く7割の水準である。時系列で見ると、特に70年代半ば、80年代半ばにおいて、各国の水準は大きく異なっていたのだが、この8割という方向で1990年代半ばには収斂しつつあるように見受けられる。もちろん、これは「平均」で見て8割ということであり、各所得階層についても検討する必要がある。それを検討したのが次の表1である。

〔表1：1990年代半ばにおける65歳以上人口の所得十分位毎の平均可処分所得（18-64歳人口の同じ所得十分位の平均所得に対する比率）〕

表1では、各所得十分位における高齢層の所得を、同じ所得十分位に属する就労世代の所得との比であらわしたものである。所得十分位は、高齢者層と就労世代に分けて計算しているため、同じ所得十分位に属していたとしても各世代で同じ所得十分位毎の各平均値は相違している。第1所得十分位が最も低い所得階層であり、第10所得十分位が最も高い所得階層である。カナダを例にとると、高齢層で第1所得十分位に属する者の所得は、就

<sup>8</sup> さらにいえば、「世帯主」の年齢が高齢層に属している世帯だけを取り出してくる方法も、高齢者全体を比較する方法として適当ではない。なぜなら、そのような方法では世帯主でない同居高齢者を捨象してしまうからである。

労世代で第一所得十分位に属する者の所得のほぼ 1.5 倍（148%）の水準であることが分かる。

日本の場合には、低所得者層ほど、やや値が小さくなっている。これには、二つの要因が入り混じっているのので、解釈には注意を要する。一つ目の要因は、単純に、やはり高齢低所得者層の所得が低い（＝分子が小さい）というもの。二つ目は、就労世代の低所得者層に含まれる典型的な経済的弱者である失業者やひとり親世帯がもともと（他の 8 か国と比較すれば）少ないので、就労世代の低所得者層の平均所得が相対的に高くなる（＝分母が大きい）というものである。日本は他国と比較して失業率や離婚率が相対的に低いため、就労世代の低所得者層に含まれる失業者やひとり親（これらのグループは低所得者層に落ち込む可能性が高いグループ）の占める割合が低く、就労世代の低所得階層全体の「平均」でみた所得水準が高くなっているのので、第一の要因ばかりでなく、第二の要因も考慮に入れなければならない。

表 1 の解釈には、こうした二つの要因を残り 8 か国についても考えなければならないが、ここでは所得十分位毎に見ても、高齢層の所得はほぼ就労世代の 7 割ないし 8 割以上の水準であることを示すにとどめておく。

#### 引退期所得の構成の長期的変化

このように 9 か国とも、高齢者は似たような所得水準を 1990 年代までに享受するに至っているのだが、所得構成について分析すると、中所得者層と高所得者層において、かなり大きな相違点が 9 か国間に見出せる。次の図 2 は所得階層ごとに可処分所得を 100% として、その所得構成割合の変遷を示したものである。第 1～3 所得十分位を低所得者層としてパネル上段、第 4～7 所得十分位を中所得者層としてパネル中段、第 8～10 所得十分位を高所得者層としてパネル下段に配してある。ここでは、所得構成を就労収入、資本所得、純社会移転の 3 要素に分けて示してある。資本所得は、私的年金を含んでいる。純社会移転は、年金などの社会保障給付から税や社会保険料を差し引いたものである。その税や社会保険料は必ずしも直接的に社会保障給付に対してかかっているわけではないので、OECD のマクロ統計のひとつである実質社会支出の概念とは相違している。また、ここで注意すべきは、先に述べた本稿の特殊な所得概念により、必ずしも各所得要素が（たとえば就労収入が）、当該人口（ここでは高齢者層）に直接由来するものではないということである。しかしながら、純社会移転に関しては、総社会支出に占める老齢給付の割合の高さからして、ほぼ高齢者への給付と見なすことが妥当である。

#### [図 2：高齢者の所得階層毎の所得構成の変遷]

図から明らかなように、過去数十年間に引退期の所得構成は多様化してきている。しか

しながら、その多様化の動きが見られるのは、高所得階層においてのみである。低所得階層においては、日本を除く 8 か国では、純社会移転が所得の 8 割以上を占めている。80 年代半ばの日本においては、純社会支出移転は高齢者低所得者層の約半分の可処分所得しか占めていない。残りほとんどを、就労収入が占めている。この高齢低所得階層における就労収入の役割は急速に低下しつつあり、90 年代の半ばには 3 割未満まで落ち込んでいる。

中所得階層において、就労収入の割合の減少が確認される国はそう多くない。日本は中所得階層においても大幅な就労収入の割合の減少を過去 10 年間にわたり経験している。この日本と、漸減傾向のあるフィンランド、ドイツ、イタリアなどを除けば、過去 10 年間、5 か国においてその減少傾向は止まっている。

高所得階層における就労収入の減少は、社会支出移転の割合の上昇に必ずしも結びついている訳ではない。たとえば、カナダ、オランダ、イギリスの 3 か国においては、就労収入割合の減少は、資本所得割合の上昇によって補完されている。これは、主に私的年金（図中、資本所得として計上されている）の発達などによるものである。

日本は、どの所得階層においても純社会移転の占める割合が 9 か国中最低であるが、この解釈にも注意を要する。日本の場合、後述するように、就労しながら年金を受給している高齢者の割合が高いために、就労収入にかかる税や社会保険料が多く、その分純社会移転の可処分所得に占める割合が小さめに出るということである。また、子どもとの同居世帯が他の 8 か国と比較してかなり高いために、就労している同居子ども世帯が支払っている税や社会保険料と、高齢者の受給している年金給付が、相殺されてしまっていることもある。さらに、過去において比較的自営業者が多かったため、報酬比例部分がない年金受給者が 8 か国と比較して相対的に多いことにも留意する必要がある。

### 引退期所得の水準と構成の変化の長期的関係

さて、これまでのところ、平均の引退期所得水準の改善、90 年代半ばにおける各所得階層の引退期所得水準、および各所得階層の所得構成の変遷についてみてきたが、所得水準と所得構成の変化の関係はどのようなものであったろうか。その関係を示したのが、次の図 3 である。

**[図 3 : 65 歳以上人口の所得五分位毎・所得構成要素毎の引退期所得の実質伸び率—1980 年代半ばから 1990 年代半ば]**

横軸は各所得五分位を表す。第 1 所得五分位 (Q1) が最も低い所得階層であり、第 5 所得五分位 (Q5) が最も高い所得階層である。縦軸は、物価上昇率を調整した実質ベースでの引退期所得の伸び率を表している。伸び率は、80 年代半ばと 90 年代半ばで、同じ所得階層に属する 65 歳以上高齢者の所得を比較して計算してあり、同一コーホートではないこと

に注意する必要がある。各ボックス内の色が各所得要素を示している。所得要素の区分は、図 2 とほぼ同じであるが、社会移転については、この図では、純社会移転でなく、社会移転（黒色）と税・社会保険料（灰色）に分けて示してある。

まず、社会移転についてだが、フィンランド、ドイツ、日本、スウェーデンにおける伸びの大きさ（20%以上）が注目される。フィンランドとスウェーデンについては、中高所得層（第3～5所得五分位）についても、過去10年間に社会移転がかなり大きな伸び（30%以上）を見せている。しかし、この2か国では直接税等の負担の伸びも大きい（10%以上）。ドイツにおいては、各所得五分位毎の伸び率はほぼ等しい。日本については、第1～3所得五分位の伸び率の高さが注目される。これらの所得階層では、実質、社会移転が40%以上も伸びている。そして、高所得層における社会移転の実質的な伸びは、それよりはるかに小さい。

カナダについては、社会移転の大きな伸びは第1所得五分位のみで生じており、それ以外の所得五分位では目だった差異はなく、資本所得の伸びが、社会移転の伸びとほぼ同程度に生じている。ただし、直接税・社会保険料の負担が、高所得者層に行くほど重くなるような伸びを示しており、結果としての可処分所得の伸びは低所得者層ほど大きくなっている。オランダに関しては、社会移転の伸びと資本所得の伸びが反比例しており、結果的に社会移転と資本所得の伸びの合計が、各所得階層で一定となる傾向がある。資本所得の伸びが最も著しいのは、私的年金の発達したイギリスである。オランダとは相違し、その伸びと社会移転の伸びは（第4所得五分位を除くと）所得階層に正比例しており、社会移転と資本所得の伸びの合計は低所得者層ほど低くなっている。

一方で、就労収入に注目すると、実質的に大きな縮減があったのは、日本のみである。第1、2、3にかけてその縮減率は大きく、特に第3所得五分位の場合、社会移転の伸びは就労収入の縮減によりほぼ相殺されてしまっている。また、本稿では示されていない<sup>9</sup>が、この結果、社会移転の分配状況も大きく変化した。社会移転がどの階層に何%配分されているかを分析すると、1980年代半ばから90年代半ばにかけて、低所得者層および高所得者層に配分される割合が低下しているのである。言い換えると社会移転が、過去10年間に重点的に配分されたのは、中所得階層においてのみである。一方、可処分所得全体の配分で見ると、むしろ配分割合が減少しているのは中所得階層のみとなる。つまり、日本においては、中所得階層において、就労収入が実質ベースで大きく減少しており、社会移転がこの減少を埋め合わせるべく重点的に配分されたが、結果的に可処分所得全体での伸び率はそれほど大きくなかったということであり、社会移転のための限られた資源を、低所得者層よりも、中所得階層の方で食い潰してしまっている構図が浮かび上がる。

---

<sup>9</sup> 詳細については、本報告書に所収の拙稿、「変容する引退期所得パッケージ：OECD加盟9か国における所得水準の適正さと所得格差の傾向（the Evolving Retirement Income Package: Trends in Adequacy and Equality in Nine OECD Countries）」の中、特に図3.2および図3.5とそれに関する記述を参照されたい。

このように、図 1 だけでは分からないが、引退期所得の伸びの背後には、所得構成要素毎に相異なる方向の伸長・縮減があり、その結果として、図 2 で示したように過去数十年間に主に高所得者層を中心として所得構成が変化していったことが分かる。

#### 就労および給付状況からみた引退過程

さて、以上の分析は、主に世帯所得を特別な方法で個人の所得に換算する方法で行われた。そこでは、就労収入の由来が高齢者本人に帰するものなのか明確ではなかった。それでは、高齢者本人に注目すると、どのような引退過程を経て、年金生活に入っていくのだろうか。個人の就労および給付状況の両方に注目して、引退過程を示したのが、次の図 4 である。

#### [図 4 : 1990 年代半ばにおける中高齢者男性の就労と給付状況]

図 4 は、男性の中高齢者を、45 歳から 5 歳刻みで、69 歳まで、年金や失業給付を受給しているか、そして就労しているかを基準に、5 つのグループに分けた。図中、一番下に位置する黒いボックスが通常の就労者で年金を一切受給していないグループを示す。白いボックスが、就労しながら私的年金か公的年金を受給しているグループである。斜線が入っているボックスが失業者のグループである。灰色のボックスは失業給付も年金も受給していない非就労者のグループである。そして、図中、一番上に位置する、点で覆われたボックスがいわゆる年金生活者で非就労かつ公的年金か私的年金を受給しているグループである。

このように中高齢層を 5 分類して比較すると、多くの国で年金受給開始年齢が 60 歳代に設定されている<sup>10</sup>にもかかわらず、かなりの相違があることが示される。日本に関しては、60 歳まで、9 割以上が通常の就労者で占められているが、フィンランド、イタリア、オランダ、イギリスでは、その割合は 55-59 歳層ですでに 5 割未満となっている。つまり半数以上の人在这らの国では年金受給開始年齢以前に非就労者となってしまうのである。

こうしたことを可能にしているのが、年金受給開始までの橋渡しを担う非就労収入、すなわち早期引退給付の存在である。たとえば、図で示されているように、フィンランド、ドイツ、オランダでは失業給付に依存している人の割合が相対的に高い。また、図では示されていないが、失業給付を受給していない非就労者をさらに詳細に分析すると、イタリア、オランダ、イギリスでは、障害給付が早期引退給付となっている。障害給付以外では、カナダやイギリスで資力調査付給付（公的扶助）が、そしてドイツに関しては企業から給付される退職手当が、早期引退給付となっている。また、カナダ、日本、アメリカにおい

<sup>10</sup> イタリアに関しては、この当時はまだ、年齢ではなく拠出期間に応じて年金の受給開始が決まる制度を採用していた。

ては、利子・家賃・地代などを含む資産収入が早期引退者の主な収入源となっている。

以上の観察からも、年金制度あるいは 65 歳という年齢の区切りだけに注目しては、引退期所得の実態が見えてこないことが分かる。

### 労働市場退出年齢の長期的変化

図 4 が示唆していたのは、1990 年代半ばにおいて、日本を除く 8 か国で年金受給開始年齢より前の年齢階級で早期引退が広く観察されるということであった。しかしながら、こうした早期引退傾向にも 1990 年代の半ばから変化が生じている。それを示したのが、次の図 5 である。ここでは生命表作成と同じ手法を用いて、集計データから、労働市場から最も退出リスクの高くなる年齢を計算して示してある。

#### 〔図 5：男女別労働市場からの退出年齢のトレンド〕

まず、明らかな傾向は、1960 年代あるいは 1970 年代から 1990 年代半ばにかけて、趨勢的に労働市場からの退出年齢は低下しているということである。また、国によっては、退出年齢の低下傾向はあるけれども、年によってかなりの上下変動が見出される。こうした変動は、景気の動向とほぼ一致しており、高齢者の労働市場からの退出年齢が、かなり景気動向に感応的であることが示されている。

しかしながら、それ以上に注目すべきは直近（1995 年以降）の退出年齢の動きである。日本を除く 8 か国では、上昇に転じている。いうまでもなく、高齢者の労働市場からの退出年齢が重要である理由は、高齢化などの人口学的要因による相対的な生産年齢人口の減少と相違して、政策的にコントロール可能な変数であるからである。

実際に、総就労者に対する 55 歳以上の引退者の比率は、高齢者関連支出の増大にかなり直接的に結びついている。これを示したのが、次の図 6 である。この図では、横軸が総就労者に対する 55 歳以上の引退者の比率を表し、縦軸が対 GDP 比でみた高齢者関連支出を表している。

#### 〔図 6：引退者の対総就労者比率と高齢者関連社会支出の対 GDP 比率との関係〕

高齢者関連社会支出としては、ここでは、老齢（現金）給付（遺族給付を含む）、労働市場に関する理由による早期引退給付、遺族（現物）給付、障害給付、高齢者および障害者に対するサービスの合計支出を挙げている。障害に関する給付は、必ずしも高齢者が受給者となるものではないが、図 4 の箇所でも述べたように、いくつかの国では障害給付が早期引退給付となっているので、これを含めることがここでは適当である。図 6 から明らかなように、各国のデータをプールすると、明瞭な比例関係が見出せる。もちろん、各国レ

ベルの時系列では、いくつかの国でこうした比例関係がさほど明確に観察されない。

いずれにせよ、データ制約から現時点で分かっているのは、1990年代後半に日本を除く8か国で労働市場からの退出年齢が漸増し始めたという新しい傾向である。これが、景気による一時的な動きなのか、それとも各国が1990年代半ばに採用し始めた、早期引退の傾向を押しとどめることを目的とする一連の改革の効果が現れてきたのかについての分析はこれからである。しかしながら、ここで示された重要な点は、長期的にこうした退出年齢の動きが社会支出の増大と密接な関係を持っているという経験則からして、将来的に高齢化関連支出の伸びは現在より抑えられたものになるかもしれないということである。

### 結びにかえて—改革の方向性

これらの実証分析を踏まえ、引退期所得全体の改革の方向性として、①就労と引退のバランスの再調整（引退期の所得給付の受給を遅らせる）、②引退期の所得要素の多様な組合せ、③今日の高齢者の経済的地位の維持および経済的弱者への対策をOECDは提言している。

まず、就労と引退のバランスの再調整については、各国の個別の事情に配慮した上で、引退を先延ばしした人にとって年金給付が不利とならないような、年金数理的に公正な仕組み、そして他の給付が早期引退をファイナンスする年金の代替給付とならないような措置、さらに将来的には企業年金や個人年金についても受給開始年齢を規制する可能性など、単に公的年金制度だけにとどまらない総合的政策を考える必要がある。しかし、こうした年金数理的に公正な改革を推し進めたとしても、低稼得者層を対象とした定額年金や最低保証年金また公的扶助からもたらされる早期引退へのインセンティブを取り除くことは難しい。もともと早期引退をする集団は肉体的にきつい仕事や高齢期において就業機会が少ないこと、また高所得階層と比較して寿命が短いので、引退年齢を引き上げようとする政策は公平性についての問題を生じさせよう。

次に、引退期の所得要素の多様な組合せが必要なのは、各所得要素が、それぞれのリスクを持っているからである。賦課方式の公的年金では、人口学的圧力（高齢化）によるリスクや、世代間の緊張を高める政治的リスク（ただしこのリスクは言われているほど顕著ではない）がある。事前積立方式におけるリスクとは、金融市場を通じた政治介入や予期せぬ経済的変動によるリスクのことである。これらのリスクは、広く知られているが、他にも各所得要素に固有の様々なリスクがある。就労収入に関しては、労働市場によるリスク（失業など）があり、このリスクは経済的弱者（低稼得者）に集中する傾向がある。また、世帯変動にかかわるリスクもある。すなわち、離婚率の上昇は、私的・公的年金権の分割に関する制度設計如何によって、女性側が引退期において不利な扱いを受けるリスクを意味する。同居率の低下は、他の世帯員からの収入があまり期待できなくなるリスクを意味する。また、数か国で障害給付などが、結果として早期引退給付として現在利用され



てしまっているが、政策変更などにより要件が変われば、これらの給付の受給者は大きなリスクを蒙るであろう。また寿命がのびることで引退期間が長くなってしまった場合のリスクがある。これは、確定拠出型の年金や確定給付型の給付率改善方法による影響を具体的に指す。さらに、私的年金制度の役割を重視する場合には、政府による金融市場や保険会社に対する規制・監督の失敗というリスクもある。加えて、個人責任が増大することから、公的扶助や障害給付（いくつかの国ではこれらは既に早期引退給付として利用されている）に対する新たな圧力を生み出すリスクもある。さまざまな所得要素を組み合わせるといことは、実はこうした質の異なる様々なリスクを分散させるという意味を持っている。

予定された、あるいはすでに実施された改革によって、引退期における所得構成は、中高所得階層を中心に、確定拠出型の私的年金や就労収入が公的年金あるいは職域年金を代替する形で将来的にさらに大きく多様化していくだろう。こうした変化そして年金数理的な公正性をより重視した年金制度は、拠出期間が短かった労働者、長期失業者などの特定グループが低所得者層に落ち込む可能性を増大させる。

これらの経済的弱者に限らなくても、9か国においては未だに単身高齢女性が低所得者層に落ち込む確率が高い。多くの国では、すでに女性の就労率が上がっており、将来的に女性自身が自分の年金権を持つことや、低所得者向けの特別な給付が実際の低所得者層を確実に捕捉することで解決可能だと考えられている。したがって、今後の政策的な関心事項として、一時的あるいは永続的に労働市場の外にいようとも女性が年金権をもつことを助ける政策や育児期間中の拠出算定を改善することに目が向けられるべきであろう。

さらに気をつけなければならないのは、数十年前と比較して、高齢者が低所得に陥る確率が低くなった一方で、就労世代、とりわけ若年者を世帯主にする世帯やひとり親世帯で市場所得（就労収入や資産収入等）の分配状況が悪化している<sup>11</sup>ことである。高齢者層における低所得者ばかりでなく、就労世代で増大しつつあるこうした低所得者についても政策担当者はより細かく注意を向ける必要があるだろう。

謝辞：OECDの最新報告書OECD(2000)や(2001)に所収したデータに関しては、プロジェクト開始時点において国際比較可能な形での日本データが存在しなかった。そのため、旧厚生省の新井信義氏、笹沼浩二氏、国立社会保障・人口問題研究所の白波瀬佐和子女史、小島克久氏、増田雅暢氏にデータ利用に関して多大なるご尽力を賜った。心より感謝し、ここに記する次第である。

## 参考文献

---

<sup>11</sup> これに関しては FÖRSTER and PELLIZZARI (2000)を参照のこと。

DISNEY, Richard, Marco MIRA d'ERCOLE and Peter SCHERER (1998)

“Maintaining Prosperity In An Ageing Society: the OECD study on the policy implications of ageing - Resources during retirement,” *OECD Ageing Working Papers*, Paris ([www.oecd.org](http://www.oecd.org) より左のタブの”Ageing Society”と上のタブ”Documentation”をクリックして表示される一覧から入手可能)

FÖRSTER, Michael, and Michele PELLIZZARI (2000)

“Trends and Driving Factors in Income Distribution and Poverty in the OECD Area,” *OECD Labour Market and Social Policy Occasional Papers*, No.42, Paris.

府川哲夫(1995)

「高齢者の経済状況－日米比較」『年金と雇用』第14巻 第2号 pp.44-53 年金総合研究センター

OECD(1995)

*Income Distribution in OECD Countries*, Paris

OECD (1998)

*Maintaining Prosperity in an Ageing Society*, Paris

OECD (1999)

*A Caring World: The New Policy Agenda*, Paris

OECD (2000)

*Reforms for an Ageing Society*, Paris

OECD (2001)

*Ageing and Income: Financial Resources and Retirement in 9 OECD Countries*, Paris

山田篤裕(2001)

「経済協力開発機構 (OECD) における年金改革論」『海外社会保障研究』第137号 pp36-47 国立社会保障・人口問題研究所

附録：図表

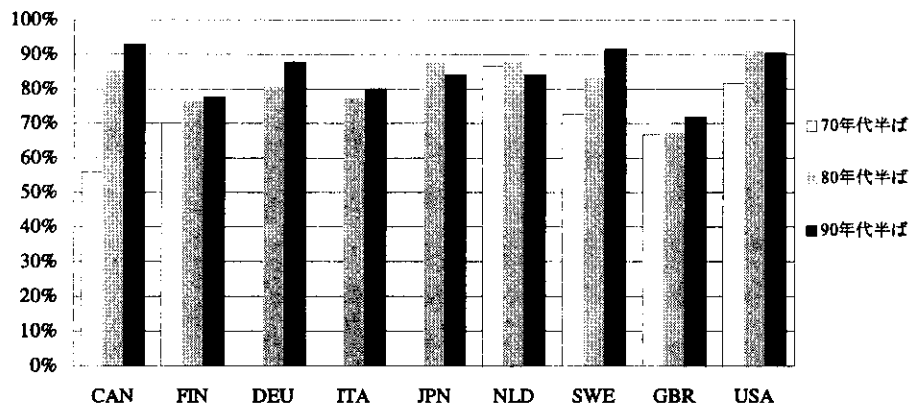
表1：1990年代半ばにおける65歳以上人口の所得十分位毎の平均可処分所得  
(18-64歳人口の同じ所得十分位の平均所得に対する比率)<sup>a</sup>

	低所得者層 ←————→ 高所得者層									
	所得十分位									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カナダ	148	107	94	87	85	86	86	86	87	96
フィンランド	101	83	78	75	73	72	72	72	73	75
ドイツ	102	90	84	82	80	79	78	79	81	79
イタリア	128	92	86	81	78	76	76	77	77	75
日本	72	73	75	77	77	78	81	84	87	94
オランダ	83	77	74	72	74	77	80	82	80	82
スウェーデン	89	84	81	80	79	79	79	83	79	83
イギリス	76	69	66	64	64	65	67	72	67	72
アメリカ	80	78	77	78	78	81	83	94	83	94

註 a) 65歳以上人口の第x所得十分位の平均所得を、18-64歳人口の第x所得十分位の平均所得で割ったもの。所得十分位は、各人口毎に計算されている。

出典 OECD(2001) p.24

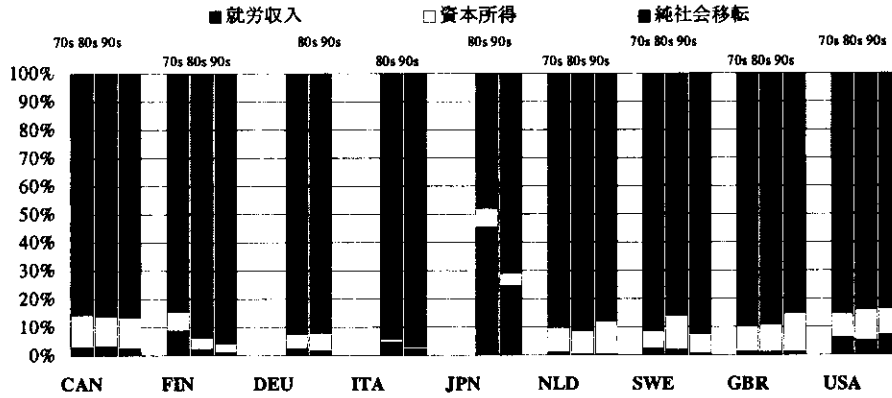
図1：65-74歳層可処分所得の18-64歳層可処分所得に対する比率



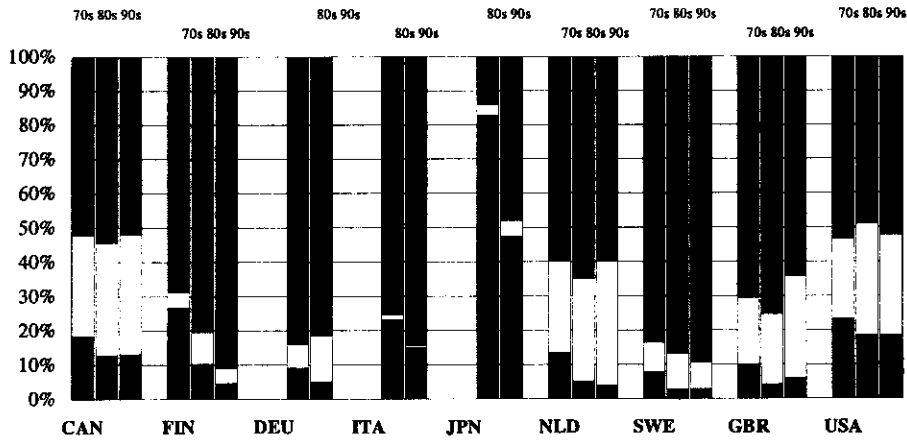
出典: OECD(2001) p.27

図2：高齢者の所得階層毎の所得構成変遷

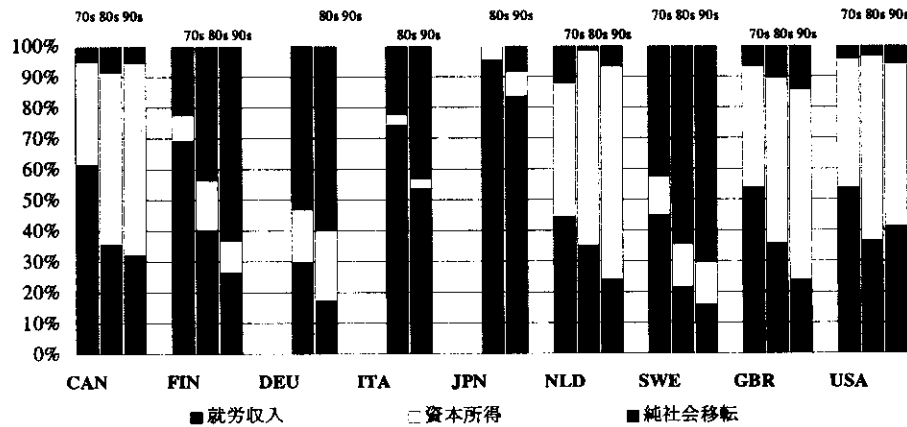
低所得者層 (第1-3所得十分位)



中所得者層 (第4-7所得十分位)



高所得者層 (第8-10所得十分位)



出典：OECD(2001) p.29